

萩原久美子 桃山学院大学社会学部教授

文化庁が東京地裁に旧統一教会(現世界平和統一家庭連合、以下、旧統一教会と表記)の解散命令を請求した。ようやく宗教法人としての適格性が問われることになる。

旧統一教会による反社会的な活動は少なくとも40年前から指摘されてきた。全国統一教会被害対策弁護団によれば、集団交渉や集団調停申立を行っているものだけでも、法外な献金を求める行為や靈感商法による高額物品の購入による被害総額は約39億5千万円に上る。潜在的な被害額は1200億円程度と推計されるという。

大阪公立大学都市文化研究センター研究員・中西尋子さんらの調査によれば、旧統一教会の宗教行為である集団結婚式で韓国に渡った日本人女性信者は約1万6000人。今も約7000人が韓国にいるが、多くは経済的社会的な困難を抱え、中には信仰がなくなっても帰国できない状況に置かれている人もいるという。

家族生活が維持できなくなるほどの献金によって追いつめられた家族もいる。親の「入信」「信仰」に苦しめられた子どももいる。2022年7月8日、安倍晋三元首相を銃撃・死亡させた山上徹也被告も母親の入信により家族が崩壊、進路を絶たれた一人だった。安倍元首相が旧統一教会と深い関係にあると考えての犯行だった。

親の信仰により将来を喪失したと考える若者の犯行と安倍元首相の死によって、私たちは今更ながら社会問題としての「旧統一教会問題」というフレームにたどり着いた。そして、私たちが回避し、あいまいにしてきた日本社会における「宗教」の位置づけによろやく気づ

かされることになった。

社会的に支持されているとは考えられない宗教団体が政治に対してなぜ、どのように影響力を持ちえたのか。被害者救済の方途はもとより、私たちがこれから「宗教」と適切に向き合うためにどんな方法があるのか。保守政治と宗教に内在するジェンダー秩序との共振関係をどう解明するか。宗教を回避してきたジャーナリズムが今後、公権力と宗教、宗教と人権の日常をいかなる視点で報道していくのか。

本特集には、現在、考えうる限りで最高の、そして最前線の執筆者が論考を寄せてくださった。解散請求は制度上のプロセスの一つである。政治が旧統一教会とあいまいな決着をはかることはもはや許されない。

はぎわら くみこ

一橋大学大学院社会学研究科博士課程単位取得退学。専門分野は労働社会学、人事労務管理論、社会政策のジェンダー分析。生活経済政策研究所主任研究員、東京大学社会科学研究所特任助教、下関市立大学経済学部教授などを経て、現職。

著書に『復興を取り戻す——発信する東北の女性たち』(2013年、岩波書店、共編)、『「育児休職」協約の成立——高度成長期と家族的責任』(2008年、勁草書房)、『迷走する両立支援——いま子どもをもって働くということ』(2006年、太郎次郎社エディタス)など。

旧統一教会をめぐる動き(2022年7月～2023年11月)

2022年		
7月8日	安倍晋三元首相が銃撃され死亡。現行犯逮捕された山上徹也 ^{やまがみてつや} 容疑者は世界平和統一家庭連合(旧統一教会)への恨みを「母親が家庭連合に多額の寄付をして家庭が崩壊した」などと供述。	10月17日 岸田首相が宗教法人法に基づく調査を永岡桂子文部科学相に指示
7月11日	旧統一教会の田中富広 ^{たなかとみひろ} 会長が記者会見。恨みが事件の動機なら「重く受け止めなければならない」と言及	11月22日 文化庁が旧統一教会への初の質問権行使。組織運営や財産・収支などについて。並行して、高額献金の被害者や、支援してきた弁護士らへのヒアリング開始
7月12日	全国霊感商法対策弁護士連絡会が記者会見し、「家庭を崩壊させる活動について行政も政治家も手を打ってこなかった」と教団の高額献金問題を批判	11月24日 旧統一教会が「質問権行使は違法」との意見書を文化庁に提出
7月13日	週刊文春、山上容疑者の叔父のロングインタビュー掲載。山上容疑者の生い立ち、旧統一教会信者の母親の状況が明らかに。 ※この後、自民党と旧統一教会との関係が次々と報道される。	11月24日 全国統一教会(世界平和統一家庭連合)被害対策弁護士団結成。霊感商法、献金被害、家族被害などに対し、今後、民事訴訟等の法的手続、責任追及等を行うとした
8月8日	岸田文雄首相が自民党の所属国会議員に教団との関係点検を指示	12月10日 不当寄付勧誘防止法が成立。全国霊感商法対策弁護士連絡会は記者会見で「ないよりまし」という程度の内容で、救済の幅が広がったと到底言えない。早急な見直しが必要だ」と指摘
8月10日	内閣改造。新体制でも少なくとも5人の閣僚に接点があったことが判明	12月14日 文化庁が2回目の質問権行使。旧統一教会の法的責任を認定した民事判決などについて
8月31日	自民党は役員会で、旧統一教会との関係断絶を決定	12月27日 厚生労働省が、宗教2世らを児童虐待から保護するための留意点をQ & A形式でまとめた文書を全国に通知
9月8日	自民党が所属国会議員の接点を確認したとする調査結果を公表。その後の追加調査とあわせ、180人に接点があり、うち125人の氏名を明らかに	
9月16日	全国霊感商法対策弁護士連絡会が都内で集会。教団に被害信者への謝罪と損害賠償を求めた上で、宗教法人法に基づく解散命令の請求を行政に求める声明を採択	
9月27日	日本武道館で安倍氏の国葬実施	
9月28日	「宗教2世」を虐待や人権侵害から守ろうと、当事者が国の体制整備を求めインターネットで集めた署名約7万筆を、厚生労働省などに提出。国会内で記者会見し「子どもを束縛するような親の行動の背景には、教義や組織による指導がある」と訴えた	
		2023年
		1月13日 奈良地検が殺人と銃刀法違反の罪で山上被告を起訴
		1月18日 文化庁が3回目の質問権行使。教団本部がある韓国への送金や信者による献金などについて
		2月8日 旧統一教会が、ホームページに運営の正当性を強調する特設ページ開設
		3月1日 文化庁が4回目の質問権行使。信者でつくる「信徒会」や各地の教会の活動実態について
		3月28日 文化庁が5回目の質問権行使。高額献金を巡り教団側と被害者が示談した事案などについて
		4月 統一地方選

5月24日	文化庁が6回目の質問権行使。組織運営、予算・決算や財産、献金、教団の管理運営に関する事項について	10月16日	旧統一教会が記者会見。解散命令請求申し立ては「宗教法人にとって死刑求刑だ」と主張。全面的に争う姿勢を示す。
6月1日	不当寄付勧誘防止法が完全施行	10月18日	神奈川県警、旧統一教会の元2世信者の小川さゆりさんをインターネットで中傷したとして、侮辱の疑いで、大津市の40代の動画配信者の男性を書類送検
7月26日	文化庁が7回目の質問権行使。改めて、組織運営や財産などの関係について。	10月20日	立憲民主党、衆院に旧統一教会の財産を保全する特別措置法案を提出。日本維新の会も同趣旨の宗教法人法改正案を衆院に提出
7月31日	全国統一教会被害対策弁護士団、旧統一教会に対し集団民事調停を東京地裁に申し立て。30都道府県の被害者108人約35億7000万円の賠償を請求	10月25日	自民、公明両党、教団の財産保全の在り方を検討するプロジェクトチームの初会合
8月22日	文化庁が7回目の質問に対する教団からの回答受領	10月27日	衆院予算委員会で岸田首相は、旧統一教会の財産保全を巡り、教団側から首相の事務所に関連法案を提出しないよう求めるファクスが届いたと明らかに
8月28日	全国統一教会被害対策弁護士団、日本記者クラブで記者会見。阿部克臣弁護士は不当寄付勧誘防止法について「ごく狭い範囲の法律になる。この法律で具体的に被害救済を図った事例は存じ上げません」と指摘	11月7日	旧統一教会の田中富広会長が記者会見。元信者や家族らへの被害補償が必要になった際の際の原資として、60億～100億円を国側に供託する意向を表明。「このような事態に至ったことに対しては深く反省をしている。心からおわびする」と述べる一方で、「現在は被害者、被害金額も不明確」として、謝罪ではないとの認識を示した
9月7日	文化庁は質問権行使を巡り教団側が100項目以上に回答していないとして過料を科すよう東京地裁に申し立て	11月14日	教団の財産保全の在り方を検討する自公プロジェクトチーム、教団の不動産処分に関する国への通知を義務付けるなど宗教法改正案をとりまとめ。直接的な教団の財産保全に関する新法は見送り。
9月14日	内閣改造。盛山正仁文科相ら旧統一教会との接点があった新閣僚が4人いることが判明。他に接点があったのは鈴木淳司総務相、木原稔防衛相、伊藤信太郎環境相		
9月30日	全国霊感商法対策弁護士連絡会、過去の被害についての謝罪と損害賠償を旧統一教会に求める声明を発表		
10月13日	文化庁が旧統一教会の解散命令を東京地裁に請求。質問権行使で集めた資料や民事判決、被害証言から、不当な献金集めが組織的、継続的だったと判断。民法の不法行為を根拠とする解散命令請求は初めて。		
10月13日	奈良地裁、安倍晋三元首相銃撃事件で、殺人罪などで起訴された山上徹也被告の第1回公判前整理手続きを開催		
10月13日	細田博之衆院議長が議長辞任を記者会見で表明。旧統一教会との関係については「会合に呼ばれれば出る程度で、特別な関係はない」		

*新聞各紙報道をもとに筆者作成
*肩書き・呼称はいずれも当時

統一教会問題と政治家の役割

—日本の「カルト」暴発を招いたもの—

島 蘭 進

上智大学グリーンフケア研究所客員所員

カルトの語義の変遷

まずは「カルト」という語の用法について述べたい。「カルト」という語は、英語圏で用いられ広められたが、ラテン語に発するもとの意味は害悪をもたらすもの、人に危害を及ぼすものを指すものではなかった(井門 1997)。しかし、西洋世界がキリスト教によって統合されていく過程で、非キリスト教的な礼拝や信仰のあり方を指すときに用いられるようになった。異端的なものとして否定的に捉える語となり、さらに20世紀の後半に東洋系の宗教などさまざまな宗教文化の影響を受けた宗教集団が増えていくと、それらをカルトとよび警戒する用法が広まっていく。

他方、キリスト教の枠内から発生しながら、主流の教会とは異なる信念体系をもつ集団は「セクト」とよばれた。この意味の英語の「セクト」、ドイツ語の

「ゼクテ」にはさほど否定的な響きはこもっていない。ところが、フランス語圏では、キリスト教以外も含め異端的な団体が「セクト」とよばれ、英語圏の「カルト」と同様の警戒すべき宗教集団として位置づけられるようになる(リュカ 2004=2014)。

だが、英語の「カルト」やフランス語の「セクト」のなかには人権侵害を及ぼすようなことがあまりないような団体も含まれる用法もある。そうした団体を「カルト」や「セクト」とよぶことは偏見によって宗教団体を識別しようとするにつながら、差別を助長することにもなりかねない。こうした事情があって、宗教研究者は「カルト」や「セクト」を定義するのは困難だとするのが通例だ。

多くの人権侵害を起こす、あるいはそれが懸念されるような宗教団体を「カルト」や「セクト」とよぶのであれば、「」付きで用いることはできるだろう。多くの人権侵害を起こすような団体であれば、法的な規制を受けるはずだが、それでもなお、人権侵害を起こす、あるいはその懸念が拭えないような団体を「カルト」「セクト」とよぶということになる。ここではそのような意味で「カルト」という語を用いていく。

日本の「カルト」問題の発生時期

日本で「カルト」問題が大きく注目されたのは、1980年代の末から90年代の半ばにかけてだが、それは70年代、80年代に勢力を伸ばした教団をめぐってだ。もっとも注目された「カルト」教団といえ

しまぞの すずむ

東京大学大学院人文科学研究科博士課程単位取得退学。文学修士。専門分野は、宗教学、日本宗教史、筑波大学研究員、東京外国語大学助教授、東京大学大学院人文社会系研究科教授、上智大学大学院実践宗教学研究科教授等を経て、上智大学グリーンフケア研究所客員所員、大正大学地域構想研究所客員教授。

著書に『新宗教を問う』(ちくま新書)、編著『政治と宗教—統一教会問題と危機に直面する公共空間』(岩波新書)、編著『これだけは知っておきたい統一教会問題』(東洋経済新報社)など。

ばオウム真理教、続いて統一教会である。この2教団が日本の暴発した「カルト」の代表である。

2022年7月8日の安倍元首相殺害事件によって、統一教会は再び注目を集めるに至ったが、すでに90年代の初め頃の段階で統一教会はオウム真理教にまさるとも劣らぬ注目を集めていた。統一教会の靈感商法に厳しい批判が向けられるようになった時期は、オウム真理教はまだ生まれたての小集団に過ぎなかった。

では、それ以前はどうかというと、戦前には天理教や大本、ひとのみち教団やほんみち、創価教育学会などが厳しい弾圧を受けていた（井上他編1990）。灯台社やホーリネス教団など一部のキリスト教系教団も同様だ。戦後も、霊友会や世界救世教の教祖は、占領期に捕えられているし、立正佼成会や真如苑もメディアにより邪教扱いを受けることがあった。戦後の創価学会は折伏（^{しゃくぶく} 相手を説得して入信に至らしめるような布教）という攻撃的布教と、他の宗教や思想を激しく批判する言説が際立っており、多くのトラブルを起こした。1969年から70年にかけて起こった言論出版妨害事件の際、創価学会が浴びた非難は激しいものだった。

だが、これらの教団を「カルト」とよぶ人はあまりいない。以上にあげた諸教団は一部のキリスト教系団体以外は新宗教に類別されるが、新宗教の歴史のなかで「カルト」とよばれる教団は統一教会以後であり、多くの信徒を擁し大きな社会問題として注目されたのは統一教会とオウム真理教であり、エホバの証人がそれに次ぐ。統一教会とエホバの証人は、70年代以降に教勢を伸ばした「第4期新宗教（新新宗教）」（島藪2020、島藪2021）のなかで、キリスト教の影響が濃く海外に本部があり、この世の悪を強調する教団という共通点がある。

なぜ、この時期に多く出てきたのか？

では、こうした「カルト」教団的な動向が、なぜ1970年代から80年代というこの時期に目立つようになったのだろうか。まず第1に、長期にわたる市民的自由の拡充の潮流のなかで、宗教教団とそ

の信徒が行使する「自由」が膨張し、他者に危害を及ぼすような独善的なものにまで及んでいったということがある。資本主義が是認する私利私欲、あるいは組織体業績の追求だが、20世紀の後半に至って、宗教集団にも集団の利益を極大化し、それがもたらす負の作用に目をつぶる姿勢が及んでいく。多数の死者を生むような「カルト」による暴力事件は、欧米の18世紀以後の歴史でも20世紀の後半に目立つようになったものだ。

宗教集団もかつての宗教的共同体とはだいぶ趣をことにし、業務遂行型組織のような形をとることが増えてきた。信徒を増やすとか、財を多く獲得することのために、成金が最大限貢献するような組織と活動のあり方と近いものが増えた（島藪・石井1996）。しかも、宗教的な忠節が求められるために、安価な労働力で命令の下にきわめて効率よく目標が達成できるような組織になる傾向がある。これは統一教会が先例を作り、オウム真理教がその傾向を拡充したものだ。

このような宗教教団のあり方は被害をもたらす、あるいは、攻撃されて損害を被ったと感じる人が多数生じる。そこで教団への批判者が立ち上がり、反対運動を起こすことになる。統一教会の場合もオウム真理教の場合も、早い段階で入信した子どもを取り戻そうとする親の会が成立している。だが、こうした反対運動だけで「カルト」的な教団が活動を弱めることにはならない。広く社会に批判の声が広がり、マスコミも批判的な報道を行い、行政や政治家が抑制に向かわなければ、「カルト」教団が攻撃的活動を控えるには至らない。

他方、人権意識の高まりや集団による個人の抑圧が見逃されなくなったという社会の側の変化も影響している。人類の、また宗教の長い歴史を見渡せば、現代的な基準からすれば人権侵害となるようなことが行われてきたことは多々ある。旧約聖書の異教徒攻撃是認、キリスト教の十字軍や魔女迫害、王権と国教会による少数派宗教集団の抑圧など、日本における迫害、殉教、殉死の歴史など枚挙にいとまがない。ところが、今では、日本国憲法第13条には、「すべて国民は、個人として尊重される。

生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」とある。

フランス革命やアメリカ独立革命以後、人権の認識が強まるが、宗教集団が個人の人権を抑圧することを問うようになるのは比較的新しいことだ。他方、宗教集団が信教の自由を盾にして、「教団の自由」を行使する度合いが強まるとともに、宗教集団が個人の自由を抑圧する傾向も増悪する例も見られるようになる。それがはなはだしい人権侵害として現出するのは20世紀の後半である。そこでそれをどう制御するかという問題が生じてくる。「カルト」はそのような事態が顕著に見られる現象である。

問題の認識と対応の鈍さ

日本の1970年代、80年代について言えることは、このようにして「カルト」的な教団が勢力を伸ばしていき、その人権侵害を問う声が増大する時期に、それを抑えようとする社会の動きが鈍かったということだ。日本における宗教集団の過激化を考える上で、この要因はきわめて重要だ。1970年代は世界的に「カルト」問題が認識されるようになった時期だ。その際、世界各国でカルトを抑えるための対策がとられていった。ところがこの時期に日本では、「カルト」教団が攻撃的で人権侵害を犯すような活動を続けていくことができた。そうした活動への規制が進められるのは1990年代になってからだった。

オウム真理教が取り締られたのは、1995年の地下鉄サリン事件以後のことであるが、その後、取り締まりによって解体していったり、解散命令を受ける団体が続出した(藤田 2008)。明覚寺に解散命令請求が出されたのが1999年、地裁が解散の決定を出したのがその2年後、法の華三法行の破産宣告は2001年である。統一教会の場合、1994年5月27日の福岡地裁や98年9月22日の東京高裁の判決で、「一連の献金勧誘行為は、社会的相当性を逸脱していると評価すべき違法行為というべきである」と断じられた(山口 2023)。そして、

より広く信徒の心の自由を奪うような伝道活動にまで及ぶ違法伝道訴訟(青春を返せ訴訟、信仰の自由回復訴訟などを含む)で、統一教会敗訴の判決が確定するのは2001年以後のことである(櫻井 2014)。

統一教会の場合、60年代にすでに教団活動に引き込まれた子どもたちの親による反対運動があり、靈感商法が始まったすぐ後の78年には被害情報が寄せられ始め、87年には日本弁護士連合会が「靈感商法被害実態とその対策について」という文書を出して、行政や警察当局に適切な対策をとるよう求めている。そして、同年、通産省による関連企業への聞き取り調査が行われ、警視庁刑事局保安部経済課長が「厳正な取り締まりを行う」との答弁を行っていてもいる。だが、その後も統一教会教団組織への取り締まりは行われず、刑事事件が教団に及んだのは、ようやく2007年以降のことである(島蘭編 2023b、序章、第5章)。

このように行政(税務署等)や警察による規制が行われないまま70年代から90年代へと至った。そして、95年にオウム真理教事件が起こって、統一教会側は靈感商法を控えるように指示を出し、以後、信徒からの取奪(「先祖解怨」や巨額の聖典販売など)へと方針を転換した。だが、それは信徒とその家族への形を変えた、新たなはなはだしい人権侵害を招くことになった。このように「カルト」問題が認識されていながら、行政や警察が必要な対策をとらず、被害を拡大させることになったのだった。

批判と対策を遅れさせた要因

これについては、マスコミや学者が教団への批判を十分に行わなかったということも作用している。統一教会への批判的な報道や発信は、激しい反撃を招くことを恐れなくてはならなかった。84年から87年にかけて『朝日ジャーナル』は統一教会批判のキャンペーンを行ったが、これに対しては無言電話やつきまといなどさまざまないやがらせがあり、銃砲店をもつ統一教会からの攻撃や脅しと疑われる事柄も起こり、朝日新聞社側は萎縮したのではな

いかとの推測もなされている（樋田 2018）。冷戦崩壊後の92年に至るまで、他のマスコミも統一教会批判に消極的だった。

このように統一教会の「カルト」的な人権侵害は長期にわたって取り締まりを受けずに来て、ようやく1990年代後半から2000年代にかけて民事訴訟によってその違法性が明らかにされるに至った。統一教会に対する厳しい批判や規制は1970年以降、多くの国々で行われてきた。ところが、日本では「反共」を掲げる統一教会に対する有力政治家の支持が続き、そのためにマスコミも批判を控え、警察等の取り締まりや税務署の手入れ等も行われないうちにきた。統一教会は70年代から現在に至るまでの日本のもっとも力のある「カルト」教団だった。その団体がモデルになって、人を人とも思わないかのような信徒集め、資金集めを行う教団が広がったという捉え方もできる。

このように見えてくると、日本で「カルト」対策が十分でなく、宗教集団のラディカル化が進んだのは、被害者の声を受けて、マスコミや学者がそれを世に知らせ、行政がそれに応じて違法な活動を抑え、政治家がそれを促し、警察を含めた行政機関に必要な対策をとらせることができなかつたためと言える。

そして、それは統一教会が代表例で、他の教団の人権侵害を誘因した側面があったことは否定できない。とくに政治家と宗教教団の歪んだ関係が、マスコミや行政の働きを弱め、こうした事態をもたらしたという要因が大きかったと考えられる（島藪 2023a、2023b）。

広範囲に及ぶ対応の必要性

こうした事情があったために、全国霊感商法対策弁護士連絡会（全国弁連）がきわめて大きな役割を担うことになり、民事訴訟でようやく違法性が明確になることになり、ついには2022年になって元首相殺害事件が起り、それによって初めてマスコミが厳しい「カルト」教団批判を長期にわたって続けることにもなった。長期にわたって公共空間でその問題の重要性が認識されず、かろうじて民事司

法の領域で違法性が明らかになっていく。それまでに長い時間が経過することになった。

宗教集団の過激化を防ぐ上で、政治家と行政の行動やマスコミや学者の発信が重要であることを述べてきたが、これは大学などの教育機関や子どもの育成に関わる機関が重要な役割を果たさないといいわけではない。統一教会やオウム真理教のようにはなはだしい被害をもたらすのではないが、見えにくい形で被害をもたらす「カルト」教団もある。エホバの証人はそのような教団のよい例だ。そうした教団の被害を防ぎ、危うい団体の情報を共有するために多くの努力が積み重ねられてきた。全国の大学でカルト問題の担当者を指名し、全国弁連の弁護士らと情報交換を行う弁連大学セッションも有効な活動を積み重ねて来ている。こうした地味な活動によって蓄積された情報が、マスコミや政府や行政機関を動かすことにもなる。

そしてさらには、「カルト」について、宗教集団の悪質化について、またそもそも宗教とは何か、宗教がどうあるはずのものか、それが歪み悪質化するのとはどのような場合か、こういった問題についての理解を、学校で、また社会で養えるようにしたいものである。これは「宗教リテラシー」の問題と言える。これについては、学校だけでなくマスコミやさまざまなメディアが果たす役割も大きい。政府や行政機関が、学校教育や社会教育の課題としてこうした問題にも取り組んで行く必要がある。

政治家と宗教団体の関わりという課題

統一教会問題においてとくに注目すべきは、政治家の関わりである。解散命令請求を行うかどうかを判断するために文化庁が1年近い時間をかけて行って来た調査で、統一教会の宗教活動の違法性や解散命令が必要な理由については一定程度明らかにされた。しかし、この調査は、政治家と宗教団体の関わりという問題には及んでいない。

自民党は衆参両院の国会議員全員379名に統一教会とどのような関係をもって来たかについて質問を送り回答を集計している。その質問は、「会合

への祝電・メッセージ等の送付」、「広報紙誌へのインタビューや対談記事などの掲載」、「旧統一教会関連団体への出席」、「旧統一教会主催の会合への出席」、「旧統一教会及び関連団体に対する会費類の支出」、「旧統一教会及び関連団体からの寄付やパーティー収入」、「選挙におけるボランティア支援」、「旧統一教会及び関連団体への選挙支援の依頼、及び組織的支援、動員等の受け入れがあった」といった事柄について尋ねたものだ。1つでも該当するとの回答があった議員は179名だったと報告されている。他の政党も類似の質問と集計を行なっている。

だが、これによって政治家と統一教会の問題ある関係が明らかになったとはとても言えない。わかりやすい例をあげると、安倍元首相は先の調査の対象外とされ、どのような関係があったのかは明らかにされていない。また、議員秘書にどれほど統一教会関係者がいるのかは、調査が困難であることもあるが、わかっていない。では、いつ頃からどのような形で政治家は統一教会との関係をもつようになって来たのか。統一教会側からの証言はいくつもあるが、政府や国会による調査は断片的なものばかりで、その全体像を明らかにするような調査はまったく行われていない。批判的な検討としては、鈴木エイト『自民党の統一教会汚染 追跡3000日』（2022年）などがあるが、90年代以前の時期はさほど追究されていない。今後の重要な課題と言わなくてはならない。

なぜ日本だけで被害が長期に及んだのか？

さらに問われるべきは、なぜ、日本でのみ統一教会による人権侵害が、長期にわたって行われて来たのかということだ。統一教会は韓国、米国での伝道に多大な力を注いだが、そこでは大きな被害が長期的に生じるという事態には至っていない。これはヨーロッパやアジアの諸国でも同様である。

では、日本では次々と「カルト」教団が発生し、多くの被害が発生するような文化的土壌があるのだ

ろうか。確かに日本は新宗教が多い国である。人権侵害は伝統教団でも新宗教教団でも起こっているが、世界的には70年代から90年代にかけて「カルト」による人権侵害が目立つようになった。日本でもこの時期に多くの教団が人権侵害を起こして問題となっている。

オウム真理教の場合は急速な暴力化を見抜くことができず、甚大な被害が生じた。これを防げなかったことは統一教会の取奪を防げなかったことが影響している。警察が捜査を躊躇したのだとすれば、それは統一教会によって前例が作られていた。明覚寺、法の華三法行などの事例も同様だ。だが、他のいくつかの「カルト」教団の場合、被害は比較的、短期間に限られている。被害に対して社会が比較的早く対応したことで、摘発が進んだ事例もあると言えるだろう。

長期的に存続してきた教団といえばエホバの証人だ。エホバの証人は70年前後には世界全体で数十万人だったが、今では800万人の信徒を擁するほどになっている（山口 2022）。宗教2世問題が起りかちな団体で、日本からの告発が行われているが、世界各地でも児童虐待や性加害の問題が問われており、日本だけが特殊とは言えないようだ。

統一教会の被害は長期に及び大きな被害が続いたという点で特異であり、そこに政治家の支持という要因があったことは確かだ。ここで、求められるのは、政治家と統一教会の深い関係がいつ頃からどのようにして進んで来たのかという観点からの歴史的な解明である。これについては、1960年代に遡って、島藺進編著『政治と宗教』（2023年a）、『これだけは知っておきたい統一教会問題』（2023年b）で論じている。ご参照いただくと幸いである。■

《参考文献》

- ジェイムズ・J・ボイル（1996）『戦慄のカルト集団』扶桑社、James J. Boyle（1995）*Killer Cults*, St. Martin's Press
- 藤田庄市（2008）『宗教事件の内側—精神を呪縛される人々』岩波書店
- 樋田毅（2018）『記者襲撃』岩波書店

井門富二夫 (1997) 『『カルトの諸相—キリスト教の場合』
岩波書店
井上順孝他編 (1990) 『『新宗教事典』弘文堂
ナタリ・リュカ (2014) 『『セクトの宗教社会学』白水社、
原著、2004年
櫻井義秀 (2014) 『『カルト問題と公共性—裁判・メディア・
宗教研究はどう論じたか』北海道大学出版
島蘭進 (2020) 『『新宗教を問う』ちくま新書
同 (2021) 『『ポストモダンの新宗教—現代日本の底流』
法蔵館文庫 (初刊、2001年)
島蘭進編 (2023a) 『『政治と宗教—統一教会問題と危機に
直面する公共空間』岩波書店

同 (2023b) 『『これだけは知っておきたい統一教会問題』
東洋経済新報社
島蘭進・石井研士編 (1996) 『『消費される〈宗教〉』春秋社
鈴木エイト (2022) 『『自民党の統一教会汚染 追跡 3000
日』小学館
山口広 「統一教会の被害と法的救済」、島蘭進編 (2023)
『政治と宗教—統一教会問題と危機に直面する公共
空間』岩波書店 所収
山口瑞穂 (2022) 『『近現代日本とエホバの証人—その
歴史的展開』法蔵館



いま日本社会に求められる 宗教リテラシーについて

川島 堅二

東北学院大学文学部総合人文学科教授

はじめに

2022年7月安倍晋三元首相が演説中に銃撃され死亡した事件で、容疑者が世界平和統一家庭連合(以下、旧統一教会)に対し恨む気持ちがあったと供述したことから、旧統一教会の過度な献金問題が改めて明らかにされ、2023年10月、文部科学省はついに旧統一教会への解散命令を東京地裁に請求するに至った。

この間、メディアなどで注目されるようになった言葉に宗教リテラシーがある。容疑者の母親が家庭崩壊するまでに過度な献金を要求する宗教団体に入ってしまったのはなぜか。しかもこのような社会問題化してきた宗教団体は旧統一教会だけにとどまらない。過去数十年だけを見てもオウム真理教や摂理、エホバの証人など、さまざまな新宗教に、人々が入信し被害を受けてきた。そうした宗教がらみの事件が起こるたびに警鐘が鳴らされるにもか

かわらず、繰り返されるのは日本社会に宗教に対処するリテラシーが不足しているのではないか。そうした問題意識である¹。

宗教リテラシーの重要性にいち早く注目してきたキリスト教の業界紙が『キリスト新聞』である。同紙は2017年に連載企画「宗教リテラシー向上委員会」をスタートさせた。ユダヤ教、キリスト教、仏教、イスラム教に信者や指導者(教職)としてコミットしている立場、あるいは研究者として宗教の外からこれを観察研究している立場など、多様な側面から「宗教との適切な付き合い方」について提言がなされてきた。こうした特定の宗教メディアが他宗教の信者や教職に連載執筆を依頼するのは異例であり、画期的な出来事であった。宗教との向き合い方の模索には個別宗教の垣根を越えなければならぬのである²。

宗教リテラシーとは何か

「リテラシー」は日本語では一語に置き換えられない多義的な言葉である。辞書には「読み書きの能力。識字。転じて、ある分野に関する知識・能力」とある³。ここからすると宗教リテラシーとは「宗教に関する知識・能力」ということになるが、これでは何の説明にもなっていない。今日的な状況を加味するならば、「宗教と適切に関わるために必要な知識と能力」とでも言えるだろうか。

「適切に関わる」ということで特に「倫理的な適切

かわしま けんじ

東京大学大学院人文社会系科博士課程満期退学。博士(文学)。専門は、宗教学・宗教思想。東北学院大学大学院文学研究科・文学部総合人文学科教授

著書に『徹底討論! 問われる宗教とカルト』(共著、NHK新書、2023年)、『わたしが「カルト」に? ゆがんだ支配はすぐそばに』(監修、日本キリスト教団出版局、2023年)など。

さ」が意味されている。宗教の濫用や誤用による人権侵害を予防する、あるいは逆に根拠のない先入観や偏見で信者を差別し傷つけることを予防するための倫理的な能力とも言えるだろう。

ただ宗教そのものが多様であるのに加え、宗教への関わり方も多様なので、一口に宗教リテラシーと言ってもその内容は一色ではない。私は宗教リテラシーには自覚的に区別されるべき三つの種類があると考えている。すなわち、第一に、信者であるかどうかにかかわらず、すべての人に求められる宗教についてのリテラシーであり、宗教についての適切な情報提供を目的とする。そういう意味でインフォーマティヴな性格のもの。第二に、宗教に積極的にコミットするときに求められるリテラシー。すなわち信者、特に宗教指導者に求められるリテラシー。そして第三に宗教を研究や調査の対象とする研究者に求められるリテラシーである。

宗教リテラシー・インフォーマティヴレベル

このレベルでのリテラシーの必要が日本社会において強く自覚されるようになったのは1980年代に韓国から入ってきたキリスト教系の新宗教「摂理」（現在はキリスト教福音宣教会と改称）の教祖による性犯罪が全国紙で報道された2007年7月以降である。それ以前にも日本において社会問題化した宗教団体は、旧統一教会やオウム真理教など複数存在したが、それらの団体が曲がりなりにも宗教法人格を有し、団体名を掲げた自前の施設を拠点として活動していたのに対し、「摂理」は日本においては法人格を有さず、大学の文化サークルやスポーツサークルを拠点として、宗教であることを完全に隠して活動していた。勧誘された多くの大学生は背後に宗教団体があること、しかもその教祖は1999年には韓国において性犯罪者として告発されているということなど、全く知らずにかかわりを深め、気づいた時には心情的に後戻り困難な状況に陥ってしまっているということが明らかになったのである。

たとえば首都圏の私立大学に在籍していたAさ

ん(女性)が最初にこの団体に勧誘されたのは大学図書館だった。「近所の小学校の体育館を借りてバレーボールをしているサークルで、東大生や東工大生も来ているインカレサークルです」と紹介された。何かスポーツをしたいと考えていたAさんはその誘いに興味を抱いた。会場も小学校の体育館ということでとくに警戒心を抱くことなく行ってみることにした。宗教の臭いはまったくなく、何度か参加するうちに今度はこのサークルが共催するという芸術祭に誘われた。行ってみて驚いた。高校生の頃からファンであった有名な漫画家のプロデュースで、実際にその漫画家が壇上で挨拶していたからだ。「私はとてもラッキーな出会いをしたのかも」。そう思って、いよいよ積極的に関わりを深めたという。しばらくして「実は私たちは外国にいる偉い先生の教え(聖書)を学んでいる。よかったら一緒に学ばないか」と言われ、この団体がその本性を現した時には、もう後戻りする気持ちにはなれなかったという⁴。

このような正体を隠した勧誘を「摂理」が盛んに行っていたのは20年近く前であり、その後、教祖の逮捕、強姦致傷罪10年の実刑判決確定で服役などの経緯、また大学が学外者による勧誘行為に対策を取るようになり現在は偽装サークルによる勧誘は以前ほど活発ではない。しかし、たとえば旧統一教会の下部組織でかつては「原理研究会」という名称で、統一教会の教典である『原理講論』を研究するサークルであることを明示していた団体が、現在は「CARP」(カープ)というカジュアルな名称で活動している⁵。筆者の地元である東北大CARPホームページにはサークルの活動について

「夢のある豊かな未来を目指し、人を心から思う喜びを広げよう!をVISIONとして活動しています」

「SDGsを中心に社会や世界が抱える課題について大学生として私たちにできることがないか日々研究し、解決策を模索しています。」⁶

とあるだけで、旧統一教会とのつながりはもとより、宗教団体の教典を研究するというこのサークル

本来の目的はまったく明示されていない。実際、国立大学の名を冠したサークルなら安心と騙されて関わってしまったという大学生の事例が最近も報告されている。こうした現状に対して、宗教団体側に適切な情報提示をするように求めるとともに、勧誘のターゲットになる大学生に対して適切な情報提供を行う必要がある。これがインフォーマティブレベルで求められる宗教リテラシーである。

このレベルでの宗教リテラシーが必要とされるのは大学生だけではない。近年の日本には留学生や仕事で来るイスラム教徒も多数いる。筆者はイスラム教についての知識を求めて一時期、日本ムスリム協会の学習会に定例参加していたのだが、ある日、協会の理事から「キリスト教徒の立場から見たイスラム教」という題での講演を依頼された。聴衆はみなイスラム教徒だったが、学習会や礼拝にも参加を重ね、親しみを感じていた人が大部分だったので、喜んで承諾した。

聖書とコーランの内容の比較から入るのが分かりやすいだろうと思い、片手に新共同訳の旧・新約聖書、もう片手に日本人ムスリム協会訳のコーランを持ちながら、両者の内容の共通点と相違点について語った。

聴衆は30人ほどだったが、半ばくらいまではうなずきながら聞いてくれていた。ところがある時点で急に雰囲気は固くなるのを感じ、何かまずいことを言ってしまっただろうかと焦ったが、心当たりのないままとにかく与えられた時間を語り終えた。質疑応答の後、司会を務めた協会の理事から言われたことが今も忘れられない。

「川島さんはムスリムではないので無意識にされたことと思うが、講演中に聖書とコーランを示された後に、コーランの上に聖書を置いた。神聖なコーランの上には決して物を置いてはならないと私たちは考えているので、この点は今後、ご注意ください」

講演の途中で雰囲気が急に固くなった理由がようやくわかった。確かに私は両手で聖書とコーランを示した後、両書を横にしてコーランを下に、その上に聖書を置いて話していたのだった。聖書を下にしてその上にコーランを置けばよかったのだが、後

悔先に立たずである。

この出来事を機に、同じ一神教でもキリスト教とイスラム教では正典に対する理解、とりわけそれがどのような意味で「神の言葉」であるかについてはまったく考えが違うことを再認識した。

同じ頃、次のようなエピソードも聞いた。日本のある雑貨店でアラビア語コーランの言葉が記されているタペストリーを、足ふきのように使っていたのに心を痛めたムスリムが「言い値で買い取るから、そのタペストリーを譲ってほしい」と交渉したが「これは売り物ではない」という理由で聞いてもらえなかったという。

日本は複数宗教が混在している社会である。仏教や神社神道に関するリテラシーは子供の頃から初詣や七五三、葬儀などを通して自然と身に着けることができるが、厳格な一神教については自覚的に学ばなければならない。

宗教リテラシー・コミットメントレベル

信者として、あるいは聖職者として宗教に積極的にコミットする人に求められるリテラシー、それを一言でいうならば宗教多元主義という考え方、姿勢である。

特定の宗教を信じる者が、他の宗教に対してどのような態度をとるかという問題に関して、取り得る立場の理念型として排他主義、包括主義、多元主義の3つの立場がある⁷。排他主義とは自分の宗教のみを真理とする立場。包括主義は他宗教も真理の一部を含むが完全な真理は自分の宗教のみが保持すると考える。これらに対して多元主義は諸宗教(とりわけ仏教、ヒンズー教、キリスト教、イスラム教のような長い歴史を有する伝統宗教)はいずれも真理を含み優劣はつけられないとする⁸。

「わたしは宗教多元主義者ではない」という宗教(指導)者は多いが、その場合、排他主義者か包括主義者のどちらかということになる。今日、排他主義を選択する人は破壊的カルト信者か原理主義者で、少数派である。大多数が包括主義の立場をとることになる。しかし、私見では包括主義もソフトな排

他主義に他ならない。

包括主義の立場をとる宗教者は、常に包括する側に立つてものを考えている。しかし、一度でも包括される側に立たされてみると、この考え方がソフトな排他主義であることを実感することができる。紙幅の関係上詳細は省くが、筆者は「最初の間人アダムはムスリムであった」とするイスラム教や、自前の施設(境内)で世界のすべての宗教の神々を礼拝できると説く某仏教系の新宗教のような究極的ともいえる包括主義と向き合うことで、自分が包括される側になる経験を通してこのことを実感させられた。

宗教多元主義の立場をとることで、可能になるのは、宗教は必ずしも一生ものというわけではなく、いつでも辞められるし、また再開できる。一度に複数の宗教にコミットすることも可能という心性である⁹。排他主義の立場をとるカルト宗教が脱会を認めないのはいうまでもないが、伝統宗教でもいったん入信(洗礼を受けるなど)したらそれを取り消すことは理論上(神学的・教学的に)できない場合が多い¹⁰。したがって宗教リテラシーとしての宗教多元主義はカルト宗教のみならず、伝統宗教に対してもラディカルな挑戦となる。

この宗教多元主義に通じる思想を組織神学者として最初に公にしたのは、近代神学の祖フリードリヒ・シュライアマハーだ。彼は『宗教論』(1799年)において、宗教の本質を「無限者(神)を感じ味わうこと」と規定し¹¹、イエス・キリストによる啓示も、神についての数多くの「味わい」の一つであるという今日の多元主義に通じる思想を展開した。19世紀ドイツのプロテスタント教会の牧師職にあったシュライアマハーは、当時、そのような主張を匿名の著書によってしかすることができなかった。

筆者は20代でキリスト教の聖職者(牧師)として働き始めた頃は包括主義の立場であったが、その後、とくに1995年のオウム真理教による地下鉄サリン事件を契機に「カルト宗教」といわれる社会問題化している団体の現役信者や脱会者と向き合う中で多元主義支持の立場に変えられてきた。現在は宗教の未来はここにしかないという確信になりつつある。

宗教リテラシー・調査・研究レベル

最後に宗教を調査・研究の対象としている宗教学者に今日求められるリテラシーについてである。

日本の宗教学の基礎を築いた姉崎正治は、1930年5月、東京帝国大学文学部宗教学講座創設25周年記念会における講演において、宗教研究者を「气象台」になぞらえ、内外の宗教研究および活きた宗教状況の観測者であることを心がけねばならないと述べている¹²。气象台の存在理由は、人の生活に甚大な被害をもたらす悪天候を大気の観測によって事前に予測し警報を発することであろう。前世紀から今日に至るまで宗教団体が直接、あるいは間接の原因となっている事件が全世界的に数多く起こっている。こうした宗教状況の観測者「气象台」として、事前に警報を発するような宗教学こそ、宗教研究者に今日求められるリテラシーであると考えられる。

筆者はかつて姉崎正治が構想した宗教学体系の中にありながら、その後の宗教学に継承されることのなかった「宗教病理学」を「予防宗教学」という名称で現代によみがえらせるという提案をした¹³。その名称はともかくとして「气象台」としての宗教学、すなわち宗教の社会病理現象を対象化する学問としての「宗教病理学」の再構築が喫緊の課題であることは間違いないであろう¹⁴。

おわりに

以上、筆者が現時点で構想している宗教リテラシーについての素描である。とくに「宗教多元主義」と「宗教病理学」は、宗教に対して倫理的に正しく関わろうとするものにとっては欠かすことのできない、車の両輪のようなものだと考えている。前者に立つことで、すべての宗教を公平に認めながら、病的な證候は後者によってしっかりと批判的に判別し、必要であれば社会に対して警告を発していくことが、宗教者、とりわけ宗教指導者や宗教学者には求められるのである。■

《注》

- 1 安倍元首相銃撃殺害事件を受けて、NHKの宗教番組「こころの時代」が緊急企画として放映した「徹底討論!問われる宗教と「カルト」」は視聴者から大きな反響があり、とりわけ宗教リテラシーについてもっと具体的に知りたいという声が多かったという。この討論の結論で、宗教社会学者の櫻井義秀氏が「宗教リテラシーがある程度普及していけば、カルト問題は縮小していく」と述べ、また神学者の小原克博氏も「宗教リテラシーをひろげていくことによって、カルト問題が解決する可能性がある」と述べているから、そうした反響は当然であろう。(島藺進他 2023:147,149)
- 2 筆者も執筆している連載「宗教リテラシー向上委員会」は、以下のキリスト新聞のホームページから全文閲覧可能である。<http://www.kirishin.com/>
- 3 『広辞苑』第六版
- 4 (川島 2010:234-235)
- 5 CARP は Collegiate Association for the Research of Principles の頭文字である。
- 6 東北大 CARP ホームページ https://peraichi.com/landing_pages/view/touhokucarp/ 2023年11月15日閲覧
- 7 (岸根敏幸 2008:21),(Race1983: 10-105)
- 8 宗教多元主義については(Hick1980) 参照
- 9 複数宗教経験についての先行研究としては濱田陽(2005)がある。また、こうした心性を社会学者のウルリッヒ・ベックは「第二の近代のコスモポリタンの宗教性」と呼び「自分自身の宗教と文化を他者が属する他者の宗教と文化の視点から見る能力」と規定する。(ベック 2011:202) 参照。
- 10 イスラム法では「棄教」は「死刑」にあたる。イスラム教は他宗教に対して寛容で、信仰の自由を保障しているが『イスラーム辞典』(岩波書店)の「棄教」の項目にも明記されているように、その寛容さはイスラム教の外の人々たちに対するもので、イスラム共同体の成員(信者)に対しては不寛容な立場を

採っている。他宗教への改宗の道は原理的に閉ざされているのである。

- 11 原文は "Religion ist Sinn und Geschmack fürs Unendliche." (Schleiermacher 1799:53)
- 12 磯前順一・深澤英隆 (2002:98)
- 13 (川島 2009) 参照
- 14 姉崎正治の「宗教病理学」の内容の現代的意義については『上智大学キリスト教文化研究所紀要』第41号(2024年)に掲載予定。

《参考文献》

- 磯前順一・深澤英隆(編)(2002)『近代日本における知識人と宗教—姉崎正治の軌跡』東京堂出版
- 島藺進他(2023)『徹底討論!問われる宗教とカルト』NHK出版
- 川島堅二(2009)「宗教学の責任と可能性」『神学とキリスト教学—その今日的可能性を問う』キリスト新聞社 p.33-62
- 川島堅二(2010)「大学におけるカルト勧誘の実態」『宗教と現代がわかる本』2010、p.234-237
- 川島堅二(2012)「全国カルト対策大学ネットワークについて」『大学のカルト対策』北海道大学出版会 p.33-52
- 岸根敏幸(2008)「宗教多元主義の位相」、間瀬啓允(編)『宗教多元主義を学ぶ人のために』世界思想社 p.20-35
- 濱田陽(2005)『共存の哲学 複数宗教からの思考形式』弘文堂
- Hick, John (1980), *God Has Many Names*, The Westminster Press, Philadelphia
- ベック,ウルリッヒ(2011)『〈私〉だけの神 平和と暴力の狭間にある宗教』岩波書店
- Race, Alan(1983), *Christians and Religious Pluralism*, SCM Press Ltd
- Schleiermacher, Friedrich(1799), *Über die Religion*, Berlin Unger



現代日本社会の 「ジェンダー秩序」における宗教の位置

猪瀬 優理

龍谷大学社会学部教授

家父長制的ジェンダー秩序と宗教

現代日本社会における宗教は「ジェンダー秩序」の観点からみると、どのような位置にあるのか。この問いについて筆者がこれまで書いてきた論考をもとに検討したい。

宗教は家父長制批判の立場に立つフェミニズムから見ると、そのジェンダー秩序を正当化し、維持・強化する筆頭の存在である。宗教は性別二分法・異性愛主義・性別役割分業・男性優位などを前提としたジェンダー秩序を聖なるものとして提示している場合が多い。そのため「ジェンダー視点の備わる宗教研究への次の一歩」を目指した論集の「あとがき」においても、「まだまだ宗教学の領域でジェンダーの視点の重要性が認識されているとは言い難いのが現状である」と評されていた(川橋・小松編 2016:219)。

いのせ ゆり

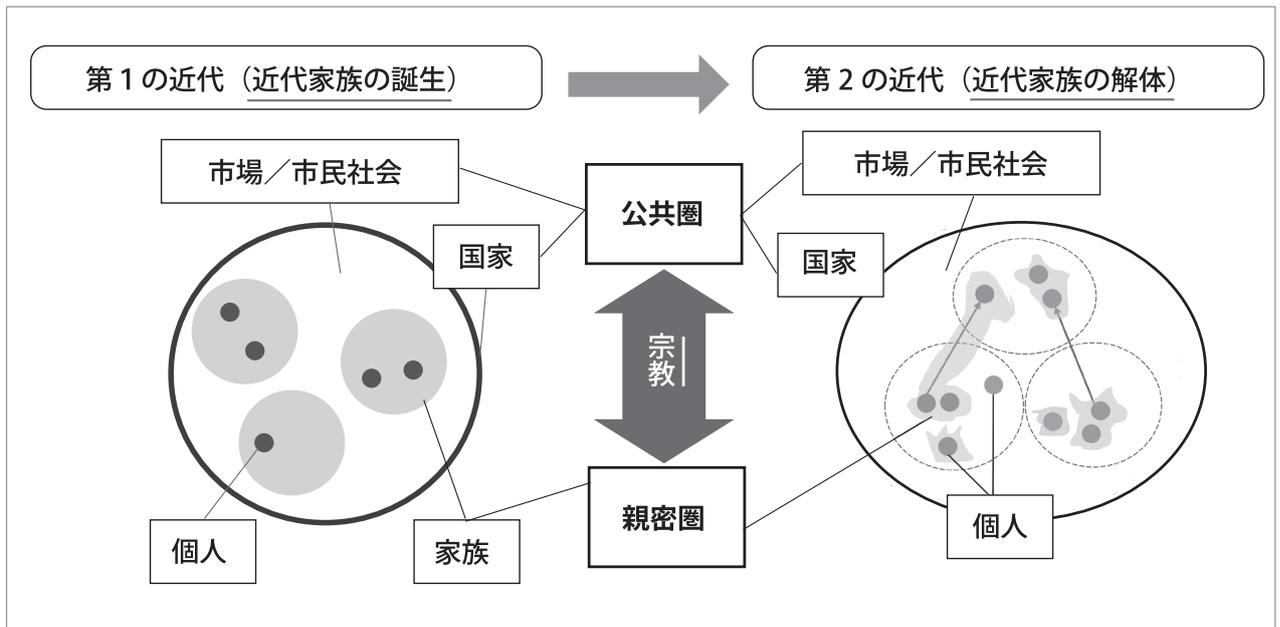
北海道大学大学院文学研究科博士課程修了。行動科学(博士)。専門は宗教社会学。北海道大学大学院文学研究科助教、龍谷大学社会学部講師、同准教授を経て、現職。

著書に『信仰はどのように継承されるか—創価学会にみる次世代育成』(北海道大学出版会、2011年)、『近代日本宗教史第5巻 敗戦から高度成長へ 敗戦~昭和中期』(共著、春秋社、2021年)、『創価学会—政治宗教の成功と隘路』(編共著、法蔵館、2023年)など。

一方、近年編纂された宗教学の教科書や叢書においては「ジェンダー」をテーマとした章が設けられるようになっており、筆者が執筆を担当しているものもある(猪瀬2021, 2023など)。このうち猪瀬(2023)では、フェミニズムによる家父長制批判を確認した上、宗教集団が作り出し、維持してきた「ジェンダー秩序」において形成される関係性の特徴を次のようにまとめた。

家父長制的ジェンダー秩序のなかにいる女性は、教団やそこに属する家族の食事や掃除、構成員の心身の健康への配慮、構成員に傷病等が発生すれば看護や介護、構成員の生命を支えるためのケアの担い手となる。セクシュアリティや生殖(リプロダクション)に関しては異性愛主義を強調した上で、生殖に関して女性が決定する権利を奪う。人工妊娠中絶の禁止もこの一環である。そして、「従属する者」として社会的に配置された「女性」は「指導する者」として社会的に配置された「男性」のために、後継ぎとなる子どもを産み育てる。一方で、家族などの社会集団において主導的立場を取る「男性」は、女性や子どもなど従属的な立場にいる対象に対して、多くの場合本人の意志や主体性を軽視した保護的かつ支配的・介入的な「配慮」を提供する一方で、「女性」から自らと次世代の構成員の生命や情緒の維持に必要な不可欠な直接的・対人的ケアを受ける(猪瀬 2023:200-201)。

図1 親密圏と公共圏の再編成と宗教



(出所) 落合 2023:41 をもとに下線・傍線部筆者追記

家父長制的ジェンダー秩序を正当化することは、次世代の担い手を含めた集団の構成員の維持・再生産を可能にする宗教集団の仕組みである。しかし、家父長制的ジェンダー秩序の正当化によって構成員の維持・再生産を試みているのは宗教集団だけではない。

現在、日本社会では「少子化対策」の政策的必要性を求める声が喧しいが、「国難」としてこの問題を捉えようとするのならば、いくら穏当にみえる語句を用いてみたところで、「女性」を「産む機械」かのように捉える視点からの距離はそう遠くない。

その秩序を極端に乱さない限りは家父長制的ジェンダー秩序に当てはまらない生き方も可能だが、不利益を被る可能性も高い。秩序を乱すか否かの判定基準は、リプロダクションやセクシュアリティに関わる諸制度や選択的夫婦別姓制度など、折に触れて論点として提示され、何十年と継続して実現と改善の声があげられているにもかかわらず、その進展や改善が著しく妨げられているような案件の近くにあるかもしれない。この判定基準の形成・正当化・維持にも宗教は大きな力を発揮する(山口・齊藤2023)。

親密圏と公共圏をつなぐ宗教

家父長制的ジェンダー秩序のもとではケアの第一義的責任は「家族」にあるとされ、不可視化・無償化されてきた。しかし、家族におけるケア労働は人びとの生命と生活と人生を維持・再生産するために不可欠である。フェミニズムは、家父長制的ジェンダー秩序のもとで生じている不平等・不公正を是正しようとする挑戦だが、そのためには社会の再編成が必要とされる。

落合恵美子は、「人が生きること」についての社会理論、生命/生活の社会科学を考察するために、近代社会を〈家族・市民社会・国家〉の三層構造として捉え、「第一の近代」における〈政治・経済・社会の三つの公共圏〉との重なりと揺らぎから「第二の近代」への移行を説明し、「親密圏と公共圏の再編成の理論」を構築しようとしている(落合2023:41)。落合が示した近代の三層構造の変容をとらえた模式図の中に「宗教」がどこに位置づくかを示したものが図1である。

親密圏と公共圏を相互につなぐ矢印の中に宗教を配置したこの図が、本稿の「問い」への「答え」

になる。

政教分離の原則を持つ近代社会では宗教は私的領域にあるものとされる。しかし、現代日本では、創価学会が生み出し支持している公明党が政権与党に長らく位置しており、日本会議や旧統一教会との関連から政治と宗教との深い関係も広く明らかになった。宗教は公的領域における一定の影響力を持ちうるし、現に持っている存在である。

近代国家に政教分離の原則があるのは、国家的な権力と宗教的権力の密接な結びつきが、人びとの生活と人生と生命におけるウェルビーイングを大きく損なってきた事実があるからであり、その影響を軽減するため分離しようとする基本姿勢が必要なのである。しかし、宗教は人びとのウェルビーイングを損なう方向への影響力を持ちうることから、国家的権力が宗教に全く関与や関心を持たないことも、宗教的権力による暴力的な人びとの生命・生活・人生への関与を見過ごすことになる。

なぜ、宗教は人びとに大きな影響を与えることができるのか。「宗教」が「公共圏」と「親密圏」をつなぐ働きを持つ、とみるのが一つの説明である。一人ひとりの人間は「社会」に所属し、その一員であることを自覚しながら、その中で自身の生き方を模索している。しかし、いきなり「国家」のような巨大な社会と個人が接続することは難しい。多くの場合、その人が所属する「家族」や「地域社会」などの中間集団や、学校教育、メディア等で見聞きする情報の中で「社会」を認識し、その価値観やその中でふるまい方を身につけていく。中間集団のなかでも「宗教集団」は世界をとらえる「教え」とそれを体現する「儀礼」、それらを共有・維持する「仲間集団」を兼ね備えているため、価値や生き方の提供と維持においては非常に力を持っている。

教えが及ぶ影響範囲は、理念的には一つの地域社会、一国の範囲、地球全体を超えて宇宙全体、時空を超える可能性にまで及びうる。宗教集団は、意味と象徴とそれらを共有する仲間を通して、個人や家族が営む「親密圏」を市民社会と国家が形成する「公共圏」へとつなぐことができる。逆に、この部分の相互作用過程において「宗教」は、「公共圏」

へと一人ひとりの人をつなぐ働きを阻害したり歪めたりする働きをすることもできる。宗教集団への囲い込み、家族への囲い込みを促進するような教団はこの例である。

2022年7月の事件以降、「宗教2世」の抱える困難に着目が集まっているが（塚田・鈴木・藤倉2023など）、これは親密圏と公共圏とのつながりが宗教によって歪められた結果として生じる問題の具体例といえる。

「宗教2世」ドラマに見る ジェンダー秩序の反映

江原由美子は「ジェンダー秩序」を「「男らしさ」「女らしさ」という意味でのジェンダーと、男女間の権力関係である「性支配」を、同時に産出していく社会的実践のパターンを意味する」ものとしている（江原2021:14）。しかし、この定義は既存の「性の二分法」と「性支配」の存在を前提とした説明でもある。

これに対して、猪瀬(2023)では「ジェンダー秩序」を「人びとをいくつかの性カテゴリに分類し、その人が分類された性カテゴリに適切だとその社会が認める性に関わる規範を作り出すと同時に、その性カテゴリの間に一定の関係性を作り出す社会的実践のパターン」と定義した。つまり、定義自体においては、性別は二つのみに限定せず、性カテゴリ間に生じる関係性も支配の関係に限定しない、ということである。

このように定義することにより、つぶさにジェンダー秩序の表れを観察すれば、実際に観察可能な私たちの「社会」が維持・形成しているジェンダー秩序の根幹に、「性は男と女の二つ」といった排他的な「性の二分法」があり、二つの性の間に「男は主、女は従」といった「支配と従属の権力関係」があることを一定の距離感を保って確認することができる。

しかし、家父長制的ジェンダー秩序は非常に強固で、ここから逃れることは容易ではない。

この点を宗教とジェンダーの観点から改めて確認する機会となった最近の事例として、2023年11月3日にNHKスペシャルが「シリーズ」宗教2

世”の枠組みのなかで制作・配信したドラマ「神の子はつぶやく」の表現があった。

このドラマは多くの「当事者」である「宗教2世」とその家族に取材して制作された。SNS等の感想を見てみると、「宗教2世」当事者とみられる人びとからは、「丁寧に取材したうえ、自分たちの経験を練度の高い演者たちがそのままに表現してくれた」といった方向で評価されている場合が多いようにみえる。

一方で、ジェンダー秩序のあり方を問う視点から見ると、このドラマの表現には、現状の不公正・不平等なジェンダー秩序を無批判に美化して表現している側面があり、教団から離れようとして不安定な状態にある「宗教2世」(女性はもちろん、おそらく男性も)が世俗社会で更なる被害を受けるリスクを高める懸念を持った。

このドラマでは主導的・自律的で有利な立場にある「男性」が、従順・自責的で不利な立場に立たされた「女性」を〈救う〉という、「男性」主導型のジェンダー秩序を確認する表現が反復されていた。

この秩序の表現が現れているところについて書き出してみると以下のとおりである。

主人公は女性の高校生である。その母親は父親と結婚する前、職場での仕事や人間関係で困難を抱え、家族との縁も薄い。男性上司に「生きてる資格がない」と怒鳴られ落ち込んでいた時に、のちに主人公の父親となる男性に会い、〈救われた〉とみえる経緯で結婚する。しかし、この男性は兄の連帯保証人となった件で多額の借金を背負っており、夫婦は経済的に困窮する。母親は女性主人公の幼少期より自分に似て不器用な娘の育児にも悩む。この中で2人目の子どもを妊娠し、産んでいいのか絶望していた時に、女性の小学校時の同級生の夫である男性説教師の説教に感銘を受けて〈救われた〉と感じ信仰の道を歩む。高校生となった女性主人公は母親の信仰活動のため学校で孤立しているが、幼馴染である説教師夫妻の息子は部活に参加できており孤立していないため、女性主人公に楽しみを知って欲しいとカラオケに連れ出す。つかの間の〈救い〉のようにも見えたが、母親に見つ

かって叱責される。男性幼馴染は、礼拝の為に修学旅行に行けない女性主人公を〈救う〉ため、教員に一日早く2人で帰宅できないか交渉を持ちかける。一旦は聞き入れなかった男性教員が意を決し女性主人公を〈救おう〉と母親に直談判するも、母親が激昂して逆に高校を辞めさせると宣言し、そのような母親を「ヤバい」と評した男性教員の言葉に女性主人公はショックを受ける。父親は問題の原因でもあるが、女性主人公が父親から励ましの言葉を受ける場面や、父親が妻と娘たちを水族館に連れて行き、つかの間の〈救い〉を感じるシーンもある。そして、父親が瀕死となった際、母親が病院で父親に付き添うのではなく教会で神様に〈救い〉を求めて祈りをささげていたことによって、父親の死に目に会えなかった女性主人公がショックを受けて家出をする。家出先の街頭で出会った男性の紹介で夜の店で働くことができ〈救われる〉が「自分でガードできない。危なっかしい」などの評価を受ける。その後、男性緊縛師と出会い、縄で縛られて「許されない罪を犯しました」といい、男性緊縛師からその胸の中で「許す」「よくここまで生きていた」といわれ、つかの間の〈救い〉を得る。女性主人公の妹が、神様への愛が足りなかったから、父が死に家族がバラバラになってしまった、自分が悪かったと自責の言葉とともに教会で信仰告白するシーンもある。女性主人公は、縄で縛られるだけではなく、男性幼馴染からキスをされ、働く店を紹介した男性から性行為をされた後と思われる場面もある。この男性がベッドの中で泣いている女性主人公を背に口にする「えらいもんをひろつつたな」というセリフは印象的であった。

このドラマでは、「女性」が社会の中で劣位に置かれ、育児や家庭運営の責任を背負い込むことで、追い詰められ〈救い〉を求める状態になること、「社会」の中でこの苦難に〈救い〉を与えようとする存在は非常に限られていて、時に〈救い〉の姿を借りた「男性支配」に取り込まれ、搾取されていくことがつぶさに表現されている。

一方で、このドラマは、「“宗教2世”たちの言葉に耳を傾ける」ことを主眼として、これまで「見過

ごされてきた」ことをとらえ、伝えることを目的とした「シリーズ“宗教2世”」の一作品として制作・配信されている (NHK 2023)。そうであるなら、「宗教2世の経験」を「男性」中心主義的なジェンダー秩序の中で「女性」が翻弄され搾取される「そのまま」の姿を後追いつける表現に終始するのではなく、「社会」の側が「何を見過ごしてきたのか」を問う姿勢をより鮮明に表現する必要があるのではないだろうか。しかし、それはなされなかったように思われる。

何を見過ごしてきたのかを問うには、一定程度ジェンダー秩序の外側に立って、その内部に構築されている秩序を読み解こうとする姿勢、試みがなされる必要がある。ドラマ制作者はその立場には、立つことができなかったのだろう。

このドラマの表現が「当事者」の視点からみた「社会」を描こうとした結果であるのなら、現代社会にある家父長制的ジェンダー秩序のもたらす影響の根深さが鏡のように映し出された事例とみることもできる。

伝統的な宗教が戦後になっても女性蔑視的な価値観と性別役割分業意識を更新できずに保守性を残存させている傾向が強かったゆえに、「家族の戦後体制」を支持する新たなジェンダー秩序を提示できた新宗教に一定の需要が生まれた面がある (猪瀬2021)。しかし、新宗教におけるジェンダー秩序もまた、女性たちを信仰の名のもとに「母」「妻」「嫁」「主婦」などの女性役割に封じ込め、「女性」のみをケアの担い手とみるものである (猪瀬2019)。

「男は公共領域・女は家内領域」とする性別役割分業を前提とする「家族」を基礎単位として形成された「近代国家」のジェンダー秩序のなかに「男性」も「女性」も組み込まれている。現代社会に生じている少なからぬ歪みと苦しみが、このジェンダー秩序から生み出されていることを、見過ごさずに見ようとする必要があるのではないだろうか。■

《引用・参照文献》

- 江原由美子 (2021) 『ジェンダー秩序 [新装版]』 勁草書房
- 猪瀬優理 (2019) 「新宗教におけるジェンダー：信仰体験談と生命主義的救済観 (特集 ジェンダーとセクシュアリティ)」 『宗教研究』 93(2), 213-240
- 猪瀬優理 (2021) 「第5章 戦後の宗教とジェンダー」 島藺進・末木文美士・大谷栄一・西村明編 『近代日本宗教史第5巻 敗戦から高度成長へ 敗戦～昭和中期』 春秋社, 141-169
- 猪瀬優理 (2023) 「第12章 宗教とジェンダー―変わりゆく社会における宗教の役割」 伊原木大祐, 竹内綱史, 古荘匡義 編, 『3STEP シリーズ 宗教学』 昭和堂, 193-206
- 川橋範子・小松加代子編 (2016) 『宗教とジェンダーのポリテクス―フェミニスト人類学のまなざし』 昭和堂
- NHK (2023) 「シリーズ“宗教2世” ドキュメント “宗教2世”を生きる」 『NHK スペシャル』 <https://www.nhk.jp/p/special/ts/2NY2QQLPM3/episode/te/7PVRP2G9K9/> (2023.11.08)
- 落合恵美子 (2023) 『親密圏と公共圏の社会学―ケアの20世紀体制を超えて』 有斐閣
- 塚田穂高・鈴木エイト・藤倉善郎 (2023) 『だから知って欲しい「宗教2世」問題』 筑摩書房
- 山口智美・斉藤正美, ポリタス TV 編 (2023) 『宗教右派とフェミニズム』 青弓社



複雑さ抱えながら歩む覚悟を

西出 勇志

共同通信編集委員

朝起きて新聞を開く。一面から社会面まで、見出しの大きさや記事の段数で軽重が格付けされた紙面を眺めると、直近の過去である「昨日」を軸とした世界の全体像がおぼろげながら把握できる気分になる。立花隆は『アメリカジャーナリズム報告』（文芸春秋）で、ウォーターゲート事件報道を指揮したワシントン・ポスト紙編集主幹だったベン・ブラッドリーをインタビューし「新聞記者は毎日、歴史のデッサン、おおざっぱなドラフト（草案）を書いているようなものだ」といった言葉を引き出している。

現実世界で生起する主な出来事を掴んで「時代」を切り取ろうと格闘するのがジャーナリズムであり、新聞などのマスメディアはニュースをいち早くキャッチできる場にきめ細かく記者を配している。ただ、そんな取材網から抜け落ちるエリアもある。その一つが「宗教」だ。新聞にせよ、テレビにせよ、年中行事や事件を別とすれば、宗教を取り上げることはほぼない。私たちの社会が今、どうなっているのかを描こうと駆けずり回る記者の目に、宗教の存在が映じていない。社会を構成する重要な要素としてカ

ウントされていないのである。さらに言えば、異なる価値体系で生きる信仰者との意思疎通は、俗の極みのような世俗メディアの人間にとって非常に難しいことでもある。当然ながら「宗教は面倒」という意識に帰着するわけだが、そんなメディアの在り方は世間の映し鏡でもある。

日本社会における「宗教」は通常、どのような位置にあるかと問われれば、「後景に沈んでいる」が妥当だと考える。30年にわたり、宗教界を取材の中心領域としてきた世俗メディアの希少種である私には、そんなふうに見える。ただ、時々、宗教が社会の前景に躍り出ることがある。たいていは事件であり、この1年はもちろん、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）問題だった。これを奇貨として、今後の宗教と社会の在り方を考えたい。

音無しの構え

幕開けは2022年7月8日午前だった。安倍晋三元首相が奈良市で街頭演説中、山上徹也被告（殺人罪などで起訴）に銃撃されて死亡した。母親が旧統一教会に多額の献金をして家庭が崩壊した恨みから、安倍元首相や祖父である岸信介元首相が教団と深い関係にあったと考えての犯行とされる。この供述を機に、選挙などで教団に依存した数多くの政治家に批判が集まって政治と宗教の関係が厳しく問われるとともに、親の信仰に苦しめられた「宗教2世」という存在が一躍、クローズアップさ

にしで たけし

1985年、同志社大法学部卒業後、共同通信社入社。京都支局在任中の1990年代前半から宗教取材をスタート。出向先の東京メトロポリタンテレビジョン（TOKYO MX）で報道部長、共同通信長崎支局長を経て編集委員兼論説委員。東日本大震災を機に立ち上げた「こころ」のページを担当。

れた。

政府は宗教法人法の「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」「宗教団体の目的を著しく逸脱した行為」の疑いに基づき、同法施行後初の質問権を7回行使し、2023年10月13日に解散命令を東京地裁に請求した。一方の旧統一教会側は記者会見を開き、「このような事態に至ったことは深く反省をしている。心からおわびする」と頭を下げる一方、補償を求める元信者らへの謝罪ではないとの認識を示した。解散命令に関しては政府と全面的に争う姿勢を示している。この間、実態にそぐわない被害者救済法と当初呼ばれていた不当寄付勧誘防止法が国会で成立し、宗教的な児童虐待の対応をQ&A形式でまとめた文書も厚生労働省から全国に通知されている。

マスメディアはこうした動きを克明に報じてきた。事実関係を追うストレートニュースだけでなく、「宗教2世」たちの物語を紡ぎ、各種のアンケートも実施し、旧統一教会と政治家との関係、宗教界の見方などを伝えようと努めてきた。宗教がここまでマスメディアに集中的に取り上げられたのは、1995年の地下鉄サリン事件を中心としたオウム真理教による一連の事件以来だと言える。

旧統一教会だけではない。さまざまな「宗教2世」たちが声を上げることで報道の対象は拡大した。子どもへの「むち打ち」が問題視されたエホバの証人は、教団名を明らかにされての報道となった。負の報道においては、警察や行政当局が明示しないかぎり、一般紙やテレビが固有名詞を出すことはほとんどない。これまで接触を避けてきたマスメディアが踏み込んだのは、報道機関としての反省もあっただろうが、世間の大きな風を受けたからにはほかならない。ただ、こうした報道は、宗教ではなく「カルト」だから、といった認識の可能性が高い。

では宗教そのものはどうなのか。この問題が浮上して以来、自戒も込めて言えば、マスメディアの報道もワイドショーなどのコメンテーターも、旧統一教会を厳しく批判する一方、とってつけたかのように「多くの普通の教団は関係がない／迷惑だ」と

いった物言いに終始した。「信教の自由」を軽視していないというポーズである。確かに旧統一教会が長年にわたって蓄積してきた問題の大きさ、深刻さは圧倒的である。ただ、旧統一教会で問題になった「宗教2世」や高額献金は、宗教界全体に関わるだろう。にもかかわらず、この領域にメディアの踏み込みはほぼない。さらに言えば、当の宗教界が音無しの構えなのである。

高まる忌避感情

宗教界、つまり、各教団や連合組織はどう考えているのだろうか。多くのメディアがアンケートを実施する中、興味深かったのは2022年秋、宗教専門紙である中外日報が行った調査だ。2023年1月1日付の同紙を見ると、質問権行使や解散命令請求をどう考えるかの回答欄に「賛成」「反対」「わからない」「その他」といった一般的な選択肢に加えて「私たちの教団や団体とは関係がない」「情報収集中」を用意している。その中で答えが集中していたのは「情報収集中」だった。「興味深い」と記したのはこの点である。

非常に「良い、選択肢である。「情報収集中」とすれば、何かを答える必要も考える必要もない。対応を拒否しているわけでもない。その後、いろいろな教団の幹部と旧統一教会問題について話をすると、「今は情報収集中なので」と口にする人が多かった。各教団に付属する研究機関の研究者にも水を向けてみたが、同様の答えをする人が何人もいて、鼻白む思いがした。問題が沈静化するまで、ずっと情報収集中で通すところもあるのだろう。

ただ、それでも踏み込んで聞くと、反応は二つに分かれた。一つは事態に苦慮しているケース。宗教者として発言や対応の必要性は自覚しているものの、何をどう語るかに悩んでいる。二つ目は、旧統一教会はいわゆる「カルト」であり、自分たちと同列に扱われる筋合いはないとの考え。ある宗教者は「同じ土俵に乗らない」と突き放した。

苦慮を示す人々も関係ないと突っぱねる人々も、献金や信仰継承といった類似点については十分認

識している。さらに組織と距離がある僧侶ら一般の宗教者に聞くと、別の反応が大きく浮上する。「無関心」である。自分とは関わりない所で起きた事態という認識、つまり全くの他人事のようなのだ。いずれにせよ、キリスト教界を中心としたごく一部の例外を除き、旧統一教会問題に対する宗教界の危機感は非常に薄い。

ここで思い起こす必要があるのはオウム真理教事件後の空気だろう。弁護士一家を殺害し、サリンなどの化学兵器を製造して無差別大量殺人まで引き起こしたオウムと、一般の教団は全く異なる存在である。にもかかわらず、当時は宗教全体への不信感が非常に高まり、特に若い世代を中心に宗教そのものへの嫌悪や拒否感情がしきりに語られた。

その事実を念頭において考えると、旧統一教会問題が宗教全体への忌避感につながるのには容易に予想できるのではないか。ある教団のトップで、現状に強い懸念を抱く数少ない宗教者の一人は「じわじわと効いてくる」と浮かぬ顔で語ったが、彼の発言の背景にあるのは明らかにオウム真理教事件の記憶だった。

それは早くも築地本願寺（東京都中央区、浄土真宗本願寺派）が全国の男女（10代～70代）1600人を対象としたアンケートにも現れている。インターネットを通じた「宗教や仏教に関する意識調査」（2023年2月実施、ホームページで公開）で「ここ最近であなたの宗教観に変化はありましたか」の問いを設けた。これに対し「宗教への不信感が高まった」は「やや」「とても」を合わせて39.7%。若い層ほどその傾向が強く、特に10代から40代の女性は半数がそのように回答した。

「宗教と聞いてどんな言葉やイメージを連想するか」という問いは、最も多いのが「心の拠り所／精神的な支え」だったものの、「マインドコントロール／洗脳」「怪しい／うさんくさい」「怖い／恐ろしい」「お金／お金がかかる／お布施」が上位を占めた。

粗雑に語られる「新興宗教」

宗教界はこうした状況への切迫感が薄く、積極

的発信はほぼなかった、と断言していい。遅まきながら銃撃事件から1年余となる2023年8月1日、新日本宗教団体連合会（新宗連）が、自分たちの思いを伝えるメッセージをホームページで公開した。立正佼成会や妙智會教団、崇教真光、善隣教など比較的新しい宗教団体が加盟する新宗連は、神社本庁、全日本仏教会、日本キリスト教連合会、さらに黒住教や金光教、扶桑教などの民間神道を中心とした教派神道連合会と共に、日本宗教連盟（日宗連）を構成する5連合組織の一つである。ちなみに2022年版『宗教年鑑』（文化庁編）によると、宗教法人数は179952（2021年12月31日現在）で、日宗連によれば、宗教法人の約9割が加盟しているという。ただ、創価学会など、日宗連や新宗連に入っていない大教団はいくつもある。もちろん、旧統一教会も加盟していない。

新宗連が発出したのは、石倉寿一理事長名での『「信教の自由」についての理事長メッセージ』である。信教の自由について「『自分が信じたい宗教を信じる自由』が強調されてきましたが、『自分が信じたくない宗教を信じなくてよい自由』でもあります。この二つは不可分です」と強調し「信仰は強制されるべきものではない」「出入り自由なものである」という点を改めて訴えたい、と記している。その上で「信教の自由」は宗教団体の「既得権」を守るためにあるのではない、とかなり思い切った表現を用いた。

新宗連が「信教の自由」を巡る空気に敏感なのは理由がある。戦前、宗教団体は厳しい統制下に置かれ、中でも新宗教は「類似宗教」に分類された。侮蔑的なカテゴリー名である。為政者から激しい弾圧を受けた教団もある。好奇や不審の目は戦後も、いや、今も大きくは変わっていない。このメッセージの冒頭にも「新興宗教と呼ばれ、好奇の視点で注目や批判をされることもあった」とわざわざ言及している。「新興宗教」という言葉はいかにもうさんくさい。ただ、それが一般的な世間の見方だろう。ニュートラルな響きを持つ「新宗教」は戦後長く使用されているが、宗教関係者や研究者が主に用いる用語であり、広く浸透しているとは言い難い。今

回の旧統一教会問題で、テレビのコメンテーターやニュースバラエティーの出演者が「新興宗教」を負のイメージで粗雑に使用するケースが散見された。メディアのこうした取り扱いが、統一教会問題に絡め捕られるような形で新宗教に対するネガティブな印象を社会に拡散、増幅させていくことに危惧の念を抱く。

メッセージはさらに「社会で問題を起こした宗教団体が注目を浴びる度に、宗教団体の宗教活動に規制をかけようとする政治的な動きに直面してきました」とも述べた。為政者や政治家との間で生じた過去の緊張関係に言及する形で、基本的人権の根源としての「信教の自由」を遵守するよう釘を刺している。旧統一教会問題をフォローしてきた1年余の間、確かにそういう懸念を感じさせる場面はいくつもあった。

大臣会見への懸念

違和感を抱いた出来事の一つは、解散命令請求前日の2023年10月12日、盛山正仁文部科学相が開いた臨時記者会見である。文科相は「長期間にわたり継続的に、その信者が多数の方々に対し相手方の自由な意思決定に制限を加え、相手方の正常な判断が妨げられる状態で献金や物品の購入をさせ、多くの方々に多額の損害を被らせ、親族を含む多くの方々の生活の平穏を害する行為」を理由に挙げて「宗教法人法第81条第1項第1号に定める解散命令事由に該当する」と語った。さらに「旧統一教会の行為は、財産的利得を目的として献金の獲得や物品販売にあたり、多くの方々に不安や困惑に落とし入れ、その親族を含む多くの方々に財産的・精神的自制を余儀なくさせて、その生活の平穏を害するもの」と指弾した上で「これらの行為は宗教法人の目的を著しく逸脱するものであり、宗教法人法第81条第1項第2号前段に定める解散命令事由にも該当する」とも述べた。

教団幹部が刑事責任を問われた事件がない中、民法の不法行為を根拠とする解散命令請求は初めてであり、不法行為の「組織性、悪質性、継続性」

を立証しようとするのは大変だっただろう。盛山文科相は会見で、170人を超える被害者からの聞き取りを行った事実を明らかにしている。その労は多としたい。ただ、気になったのは、第81条第1項第2号前段の適用を説明する直前の言葉だった。文科相はこのように語っている。「宗教法人が公益法人である理由は、宗教活動によって不特定多数者に精神的安定等を与えて社会に貢献すると期待されていることにあります」。果たして宗教法人は、精神的安定等を与えて社会に貢献するものなのだろうか。

この1年余の間も「宗教は人々の心に安らぎを与えるもの」といった言葉がマスメディアで飛び交った。思い描く「まともな宗教」のイメージを多くの発言者が表明したのは、旧統一教会の在り方を批判する意図であることは理解できる。メディア自身も同様に認識しているためそれが拡散されていったのだろう。確かに宗教法人の多くはそのような働きをしているが、宗教法人の役割は「精神的安定を与えて社会に貢献する」ことだけではない。この点だけで判断すると、宗教活動の自由を狭めかねない。

盛山文科相の「期待されている」という語尾は、宗教法人の在り方について為政者が規定することを巧妙に避けているようだが、「精神的安定等」のくぐり度は国が宗教界に容喙していると捉えられかねない。メディアが流布する「宗教は人々の心の安らぎを与えるもの」といった文言と連動して、国によって「まともな宗教」のイメージがさらに強化、固定化される危うさを感じる。為政者の宗教観に恣意的なおいを感じ取った場合、戦前の苦い教訓に基づいて何らかの声を上げる必要があるのではないか。

国が宗教団体を管理し、介入を容易にした宗教団体法が公布されたのは、日中戦争下の1939年。その直前、文部省にこの法律案の趣旨を朝日新聞記者が尋ねるスタイルの記事（1939年2月23日付朝刊）が出ている。その見出しは「正しい信仰を助け 邪教一掃への道」だった。「よき宗教は保護助長し公安を妨げ公益を害するやうなものはより厳重に取締る」と文部省は断言している。興味深いのは、問題がある宗教を取り締まらねばならぬという

点で政府と新聞は明らかに結託し、どちらの主導かはっきりしないが、この記事が政治面ではなく、家庭、婦人向けの面に掲載された点である。「玄人はだしのおいしい卵焼」と一緒に並べられた記事は、保護助長される「よき宗教」と、嚴重に取り締まられる悪い宗教を国が弁別することの宣言であり、それをより幅広い層に浸透させるための巧みな戦略と言えるかもしれない。

鈍感になる人権センサー

旧統一教会をめぐる、政治と「信教の自由」に絡んでは他にも懸念される発言があった。深い関係が取りざたされた国務大臣に対し、野党議員が国会で発した大臣自身の信仰をめぐる質問が代表例だろう。教団との接点に関してうやむやな説明を続けた大臣に厳しく問いただすのは当然だが、さすがにこれは則を超えている。確かに安倍晋三元首相を含め、自民党議員を中心とした政治家と、旧統一教会や国際勝共連合の関係は戦後日本における深い闇を感じさせる。このままフェードアウトさせるわけにはいかない。今後も問題意識を持った調査、さらに息の長い歴史的な検証が必要になってくるだろう。ただ、旧統一教会のような団体が絡んだ途端、人権に敏感なはずの人々も巻き込んで「信教の自由」のセンサーが鈍感になるきらいがある。一気に醸成されるこうした空気に留意したい。

こういう状況で重要なのはマスメディアなのだが、再度自戒を込めて言えば、その役割は十分に機能しているとは言いがたい。この間、宗教学者を中心に宗教リテラシーの必要性が叫ばれた。新聞やテレビなどのマスメディアは、宗教に関する正確な知識に基づき、宗教への偏見を排し、同時に危険を喚起する役割を担うべきはずだ。つまり、人々の宗教リテラシーの向上に資するべきなのだが、冒頭に記したように宗教を意識的に遠ざけてきた歴史がある。東日本大震災以降、防災や医療、福祉の領域で宗教者と地域コミュニティーや行政との連携が進む。今後さらに人口が増大するだろうムスリムを含め、多文化社会を理解するベースは宗教で

ある。メディアはこれを機に、まず自らの宗教リテラシーの向上に努める必要があるだろう。

宗教2世とカルト2世

旧統一教会問題について話を聞いた宗教団体幹部は、先述したように、苦慮する人と、関係ないと主張する人の主に二つに分かれた。内訳は、苦慮するタイプが新宗教の教団人に多く、関係ない側は伝統宗教がほとんどだった。新宗教の教団幹部は、旧統一教会が「新興宗教」のカテゴリーで語られる中、大枠で同一視されかねないとの懸念がある。一方の伝統教団は、旧統一教会はいわゆる「カルト」であって宗教ではない、自分たちとは全く別物であるという意識である。関係がないので、我が身を省みるための「他山の石」にする気もないようだ。ただ、冒頭で記したようにいずれも類似点があることは認識している。だから双方とも「情報収集中」に落ち着くのだろう。しかしながら、現実信仰で苦しむ人が多数いる。そんな中で宗教者は語るべき言葉がないのか、と問いたい。自教団以外は関係がないと考えるのだろうか。

この間、「宗教2世」という言葉があつという間に人口に膾炙した。ただ、宗教者、特に伝統教団の中には「宗教2世」ではなく「カルト2世」と呼ぶべきだとの声もある。カルト教団の2世問題だから、との趣旨である。ただ、私はあくまでも「宗教2世」と呼ぶのがふさわしいと考える。伝統教団にせよ、新宗教教団にせよ、2世問題は存在する。ある新宗教の教団関係者は「生活が苦しい中で信仰をつないだ物語は教団内で感動的に語り継がれる美談だが、そこから脱落した人は無視されてきた」と語った。これはまさに「宗教2世」問題に通じる。せつかく浮上した課題であるにもかかわらず、「カルト2世」と限定すると、宗教界の隠れた問題が見えにくくなる。

先日、旧統一教会の現役2世信者らでつくる「信者の人権を守る二世の会」の公開シンポジウムを視聴した。ゲストの「家庭連合を擁護しない宗教学者」の言葉で、現役信者の揺れ動く思いが垣間見えたのが印象的だった。韓国との関係を含め、旧

統一教会への警戒は不可欠であり、被害者救済も喫緊の課題である。ただ、旧統一教会を含む宗教界の現役信者、元信者の「信じる自由」「信じない自由」は守られなければならない。一方で公権力の行使に十分な意識を向けることも大切だ。宗教をめぐる複雑さを抱えて隘路を歩む覚悟を日本社会は必要としている。■

〈参考文献〉

- 小笠原正道 (2023) 『日本政教関係史』 筑摩書房
西出勇志 (2022) 「『類似宗教』観からの脱却を」『ジャーナリズム』 391 号
宗教情報リサーチセンター (2022～23) 『ラーク便り』 96～99 号



統一教会問題は解決したのか

紀藤 正樹

弁護士・リンク総合法律事務所所長

解散命令の請求

2013年10月13日、文部科学省は、世界基督教統一神霊協会(現・世界平和統一家庭連合、以下「統一教会」)に対する解散命令の請求を行った。

請求前日の12日、盛山正仁文部科学大臣は、臨時記者会見の席で、解散命令の請求の理由について、概要、次のとおりの説明を行った¹。

「統一教会は遅くとも昭和55年頃から、長期間にわたり、継続的にその信者が、多数の方々に対し、相手方の自由な意思決定に制限を加え、相手方の正常な判断が妨げられる状態で、献金や物品の購入をさせ、多くの方々に、多額の損害を被らせ、親族を含む多くの方々の生活の平穏を害する行為を行いました。被害の規模という点で申し上げますと、不法行為として、統一教会に対する損害賠償請求を認容する民事判決は、文化庁において把握した限りでは、32件であり、一審で請求が認容されるなどした被害者の総数は169人。認容等された総額は約22億円。1人当たりの平均金額は

約1320万円に及びます。これに訴訟上の和解、訴訟外の示談を加えると、全体として約1550人につき、解決金等の総額は約204億円、1人当たりの平均額は約1310万円に登ります。さらに言えば、被害はその金額が示すものにとどまりません。人により様々ではありますが、献金のために、保険金や退職金など将来の貯えを費消してしまい、あるいは家族に無断で貯金を使ってしまうなど、家族を含めた経済状態を悪化させ、将来の生活に悪影響を及ぼし、また献金しなければならないとの不安に陥ったり、家族関係が悪化するなど、本人や親族に与えた精神的な損害も、相当甚大であると考えられます。このような統一教会の行為は、民法の不法行為に該当し、その被害も甚大であることを踏まえると、宗教法人法第81条第1項第1号に定める解散命令事由に該当すると認めました。また宗教法人が公益法人である理由は、宗教活動によって、不特定者に精神的安定等を与えて、社会に貢献すると期待されていることにあります。ところが統一教会の行為は財産的利得を目的として、献金の獲得や物品判断にあたり、多くの方々に不安や困惑に落とし入れ、その親族を含む多くの方々に財産的・精神的犠牲を余儀なくさせて、その生活の平穏を害するものでした。従ってこれらの行為は、宗教法人の目的を著しく逸脱するものであり、宗教法人法第81条第1項第2号前段に定める解散命令事由にも該当すると認めました。そしてこれらの献金勧誘行為等は、統一教会の業務ないし活動として行ったもので

きとう まさき

大阪大学法学部大学院博士前期課程(憲法専攻)修了。
法学修士。弁護士、リンク総合法律事務所所長。
著書に『決定版 マインドコントロール』(アスコム、2017年)、『カルト宗教』(アスコム、2022年)、『議論の極意』(SBクリエイティブ2023)など。

あり、統一教会の行為と評価できるものです。これらの理由に基づきまして冒頭申し上げたとおり、統一教会は、文化庁が収集し、精査した事実によれば、宗教法人法第81条第1項第1号及び第2号前段に定める解散命令事由に該当することから、所轄庁として解散命令請求を行うことと判断したものでございます。」

とはいえ、解散命令請求までの道のりは決して平坦ではなかった。昨年7月8日、参議院選挙の街頭演説中に安倍晋三元首相が銃撃されるという、世界を震撼させる事件が発生した。犯行動機に統一教会への恨みがあり被告人がいわゆる「宗教2世」であることが明らかとなった。その後、事件の背景となった靈感商法や高額献金、家族の被害などの実態が次々と明らかとなり、さらには、政治への浸透、民主主義の在り方、国の形の問題にまで発展し、日本社会に大きな波紋を呼ぶ事態となった。昨年12月の臨時国会では、消費者契約法の改正、「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」（不当寄附勧誘防止法）が成立した。また厚生労働省は、昨年12月27日、「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」を公表した²。

このように、行政側の対応は、旧ピッチに進んだように見えるが、前者の新法だけでは、現役の信者が被害を訴えるとは考えにくいことから抜本的に被害を救済することは難しく、被害者が声をあげなくても問題状況を是正できる勧告・命令などの行政処分が期待されるが、いまだに消費者庁の動きは見えてこない。後者のQ&Aも、実際に運用するのは所轄の地方自治体の児童相談所であるが、相手は虐待親を指導するカルト的団体の教祖や幹部。所轄を越えて虐待の背景にある第三者への調査が不可欠だが、全国的に活動する団体への調査を自治体の権限だけでは行うのは明らかに無理がある。そのため国の調査と処分を可能とする「第三者児童虐待防止法」を新たに制定することが必要だが、現時点で国の動きは鈍いのが実情である³。

安倍元首相銃撃事件の被告人は、精神鑑定のための半年近くの鑑定留置を経て、本年1月10

日、殺人と銃刀法違反の罪で起訴され、今後は、裁判員による公開法廷で審理されることになる。事件の背景となった統一教会の問題が明らかになることが期待されるが、他方、解散命令請求の審理は非公開である。また決定までの間に、統一教会がその資産を流出させ、被害者への十分な救済がかなわないのではないかという懸念が生じている。そのため本年10月20日から始まった臨時国会では、財産保全のための法律の制定が議論されているが、「信教の自由」への配慮が、議員の一部から強く指摘される事態が生じている。

なぜ長年、統一教会問題が放置されたのか

そもそも女優の桜田淳子氏が統一教会の合同結婚式に参加したのは1992年。この時期に、統一教会問題は大きく報道されたにもかかわらず、この間、なぜ被害を根絶できなかったのか。この「空白の30年」は宗教2世の30年に重なる。容疑者の犯行時の年齢は41歳。テレビ等でインタビューに答える宗教2世の多くも20代から50代。宗教2世の被害者らにとっては「空白の30年」は悲劇的である。日本は1995年にオウム真理教による地下鉄サリン事件を経験した。約30年の間にカルト的宗教団体に関する大事件が2回も起きた国は世界に例がない。対し、1995年の10月には、米上院議会は議会報告書を作成し、フランスも、同年12月に国民議会報告書をまとめ、2001年には反セクト法を成立させた。

ところが当事国の日本は、地下鉄サリン事件が起きた後も、事件がなぜ起きたのかの検証すら国会で総括せず、カルト問題に対する抜本的な対策を講じずに現在に至った。福島原発事故では、政府事故調も国会事故調も設置され詳細な報告書が作成され、その後に活かされているのとは大きな違いがある。

私は、オウム真理教事件も含めて戦後日本のカルト問題は、行政の統一教会への対応の誤りを抜きにして語ることはできないと考えている。統一教

会は、いわゆる靈感商法による違法な資金集め、伝道目的であることを隠してビデオセンター等に誘い込んで行う詐欺的伝道、いわゆる合同結婚式など、さまざまな社会問題を起こしてきた団体である。このため多数の訴訟を通じて、靈感商法等の資金獲得活動、信者獲得のための伝道活動という宗教法人としての活動の根幹部分に加え、合同結婚式勧誘という統一教会に固有の宗教活動の根幹部分についてまで、最高裁判所において違法性を認められた⁴前例のない宗教法人となっている。このような宗教団体は、諸外国においても例がなく、統一教会は、これら違法性を認める最高裁判所判決が出された後も、その体質を改めない。統一教会の被害は続いており、その遵法意識の著しい欠如から、もはや違法集団と呼んでもよい宗教法人である。民事裁判が相次いだ理由は、国や行政の怠慢により、統一教会の活動が野放しにされてきたからにほかならない。この種の団体は、オウム真理教に限らず、通常は、刑事摘発により、その団体の活動は停止ないし停滞していく。ところが統一教会では刑事摘発がなされず、民間レベルでしか解決が図れなかった。

全国靈感商法対策弁護士連絡会は1987年5月に結成された。以来、連絡会への相談は、2022年までの約35年で件数約3万4000件、総額は1200億円を超える⁵。もちろんこれは相談だけの数字だから、実際の被害は、その数十倍にもなる可能性がある。被害総額は優に1兆円を超える規模と推定される。我が国史上最大の消費者被害とされる安愚楽牧場被害は被害者数7万3000人、被害総額4200億円であった⁶が、はるかにしのぐ規模である。被害者の周りには当然、家族や親族がいる。家族の被害も含めれば、統一教会が生み出した被害者の数は、相談件数から見て、優に数10万人に及ぶと推定される。

1980年代から始まる国による統一教会への迫及の甘さは、「統一教会の活動が許されるなら、うちも許される」という甘えを日本社会に蔓延させ、オウム真理教を野放しにし、地下鉄サリン事件まで引き起こしてしまった。オウム真理教だけでなく、こ

の間に摘発された宗教法人^{みょうかくじ}明覚寺（1995年に詐欺で摘発、その後解散命令）、宗教法人法^{ほうのほなさんぼうぎょう}の華三法行（1999年に詐欺で摘発、その後破産）も、正体を隠した統一教会の伝道や経済活動の手口を模倣していた。

韓国では、統一教会は、1950年代に文鮮明を二度にわたり逮捕するなどした関係で、その後は法規範や社会規範を逸脱する活動がしにくくなり、60年代以降は、その金集めの中心を日本と欧米に求めた。そのため日本でも欧米でも、まず経済活動の担い手である信者獲得のための強引な伝道手法が家族との軋轢を引き起こし、1970年代は「親泣かせ原理運動」などの家族問題へと発展していく。しかし欧米では、1980年代以降、統一教会を脱税などの罪で摘発する対応を取り、事実上活動がしにくくなった。ひるがえって、日本だけが現在まで統一教会に対する抜本的な対策を取らずにきた。この間、欧米では、教義の是非に立ち入ることなく、カルト的団体が引き起こす現象に着目し、当該現象を法律で厳正に対処していけば、信教の自由の問題とはならず、カルトを減らし被害者を減らすことができるという考え方にほぼ落ち着いている。ところが、日本はカルト現象に対してすら、信教の自由で思考停止してしまい、法を厳正に適用してこなかった。

行政だけでなく学者にも責任がある。憲法学者は、信教の自由の限界論についての考察を怠ってきた。表現の自由であれば、国民の多くは、名誉毀損やプライバシーなど、表現の自由に限界があることを理解する。信教の自由の限界はどうか。現時点でも線引きが曖昧だと批判される始末である。正体を隠した伝道は対象者の内心の信教の自由を侵害する。個人の自由を侵害するカルト的団体を、信教の自由を理由に守るのは本末転倒である。信教の自由の限界論は、統一教会をめぐる裁判では以前から議論されてきたが、学界は無視してきた。その純感さが、行政官や政府の感覚に影響を与えたという点は見逃せない。そのことが今また財産保全のための法律制定の議論で「信教の自由」への配慮が、あらためて一部の議員から強く指摘される背

景にあるのではないか。解散命令請求を既に受けた宗教法人というきわめて限定された状況下での財産保全の議論にもかかわらず、信教の自由で思考停止することは残念であり、国会では超党派で実効性ある「財産保全法」を制定すべきである。

この点、統一教会を通常の宗教団体のような理解で見るのは誤っている。統一教会は反社会的な団体である。反社会性を拭う努力もせず、相変わらず嘘を平気でつき、反省がない。政治とのつながりは、一般の宗教と政治のあり方の問題と見るべきではなく、反社会的な団体と政治のあり方の問題と整理すべきである。また統一教会は韓国の極右反日勢力とも評価できる団体である。他国勢力の政治への浸透問題は、仮に統一教会の反社会性が認められない場合でも問題になり得る別の次元の問題というべきである。前者では、政治資金規正法の改正や公職選挙法の改正問題が、後者では、米国やフランスにはあるロビイスト規制法、すなわちロビイストとして活動するためには、政府に登録する仕組みも必要となる。日本にはロビイストを規制する法律がまだない。

いまだ答えを見いだせていない日本

このように現在でもなお、テロ対策も含むカルト

に対する国の向き合い方、宗教法人法の改正を含む宗教行政の見直し、宗教法人課税の在り方、海外宛の献金・送金の問題(統一教会の場合、特に韓国への金銭移動⁷⁾)など、国の形として、抜本的なカルト対策が急務であるものが残されている。なぜ事件が起きたのか、どうすればサリン事件や統一教会被害が二度と起きないようにできるのかという問いに日本はいまだ答えを見い出せていないのが現状である。■

《注》

- 1 文部科学省 https://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/mext_00420.html
- 2 厚生労働省「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」https://www.mhlw.go.jp/content/221227_02.pdf
- 3 2世問題への対策については、拙稿『宗教2世問題の解決への課題―法律家から見た視点』(塚田、鈴木、藤倉編『だから知ってほしい「宗教2世」問題』所収 2023, 151頁)
- 4 全国霊感商法対策弁護士連絡会 https://www.stopreikan.com/minji_gaiyo.html
- 5 全国霊感商法対策弁護士連絡会 https://www.stopreikan.com/madoguchi_higai2.htm
- 6 全国安愚楽牧場被害対策弁護団 <http://agurahigai.a.la9.jp/victimscale.html>
- 7 マネーロンダリングの問題については、拙著『21世紀の宗教法人法』(朝日新聞社 1995,43頁)。

